

第19回 全国生涯学習フェスティバル

まなびピア岡山



2007

資料

生涯学習フェスティバル開催要綱

平成13年5月11日 文部科学大臣決定

生涯フェスティバル（以下「祭典」という。）を開催し運営するため、この開催要綱を定める。

1 趣 旨

祭典は、広く国民一般に対し生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供すること等により、国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、もって生涯学習の一層の振興に資することを目的とする。

2 主催者

主催者は、文部科学省、開催地都道府県・市町村、生涯学習に関係する団体等とする。

3 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから、文部科学大臣が決定する。

4 開催期間

- (1) 主催事業の開催期間は、原則として1週間程度とする。
- (2) 協賛事業の開催期間は、原則として主催事業の期間を含む3か月程度とする。

5 生涯学習フェスティバル実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典の実施のために必要な企画を行い、及びこれを実施するため、生涯学習フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。
- (3) 実行委員会は、祭典の実施のために必要な企画及び実施に関する重要事項については、文部科学省と協議するものとする。

6 事業内容

- (1) 祭典の事業は、主催者の実施する主催事業及び関係団体、民間企業等の実施する協賛事業とする。
- (2) 主催事業は、式典、シンポジウム、講演会、展示等生涯学習の推進に資する事業とする。
- (3) 協賛事業は、祭典の趣旨に賛同し、その目的に沿って行われるもので、実行委員会が承認した事業とする。

7 シンボルマーク等

祭典の趣旨を表現するため、シンボルマーク等を定める。

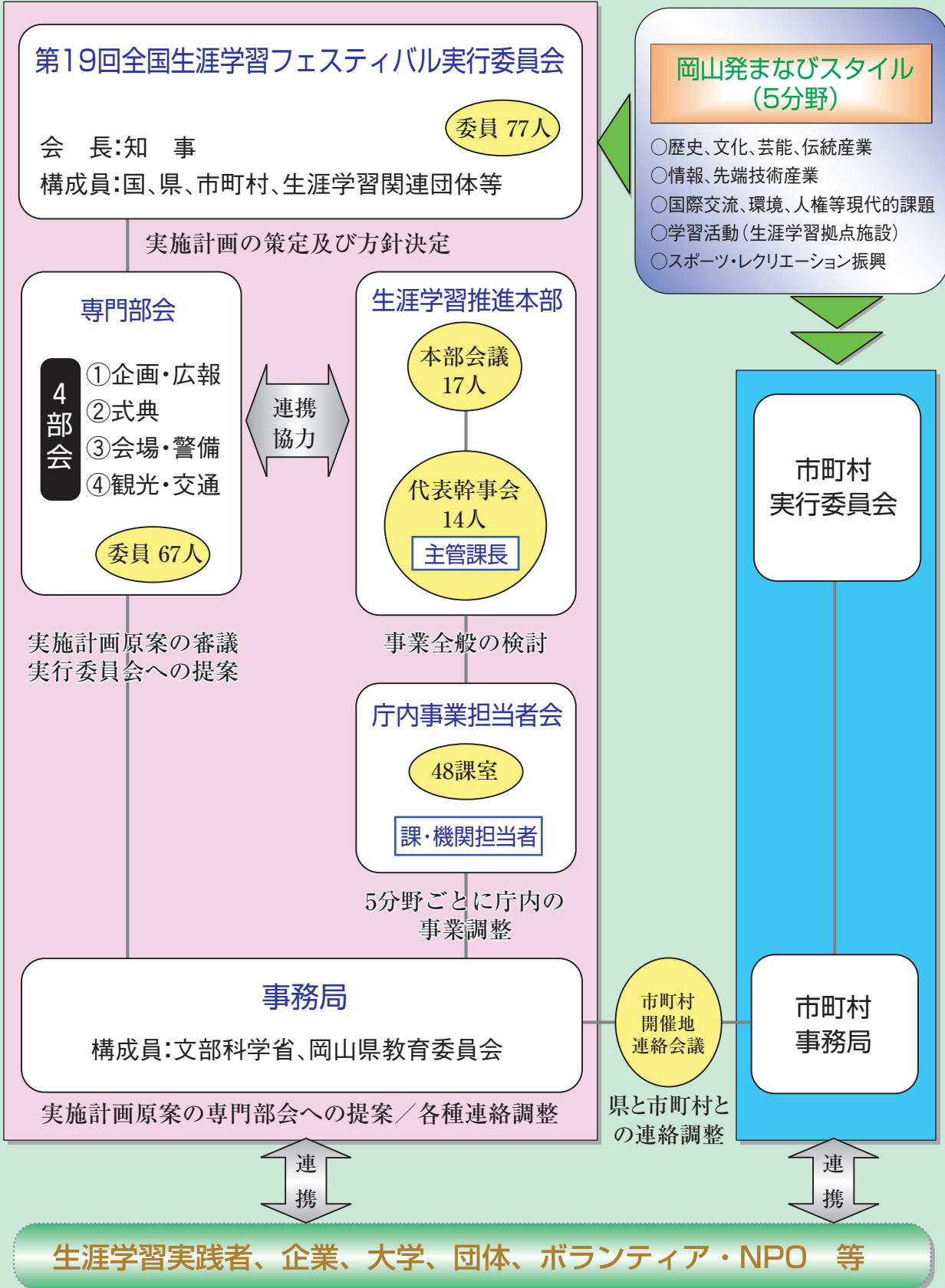
8 その他

この開催要綱に定めるもののほか、祭典の開催及び運営に必要な事項は、文部科学省生涯学習政策局長が定める。

1. 推進体制



まなびピア岡山2007



第19回全国生涯学習フェスティバル 実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第19回全国生涯学習フェスティバル実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、全国生涯学習フェスティバル推進室に置く。

(目的)

第3条 本会は、第19回全国生涯学習フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）の実施に必要な事業を行い、国民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、もって生涯学習の一層の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)フェスティバルの準備、開催及び運営に関すること。
- (2)関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した委員をもって構成する。

- (1)国、県及び市町村の代表者及び役職員
- (2)生涯学習に関する団体等の代表者
- (3)その他

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)監事 2名

- 2 会長は、岡山県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 監事は、委員以外の者から会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうち、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計及び業務について監査する。

(参与)

第8条 本会に参与を置く。
2 参与は、委員以外の者から会長が委嘱する。
3 参与は、重要な会務に参与する。

(任期)

第9条 役員、委員及び参与の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員、監事又は参与（以下「委員等」という。）に委嘱された者が、その属する機関又は団体において委嘱されたときの役職を離れたときは、当該委員等の任期は、当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた機関又は団体において当該者の後任となった者を委員等に委嘱するものとする。

第3章 会議

(構成)

第10条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長、委員及び監事をもって構成する。

- 2 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、次の掲げる事項を審議し、決定する。

(1)フェスティバルの準備、運営、実施等の基本計画及び実

施計画に関すること。

- (2)会則に関すること。
- (3)事業計画及び事業報告に関すること。
- (4)予算及び決算に関すること。
- (5)その他大会の開催に係る重要な事項に関すること。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

5 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものと見なす。

6 同条第1項で定めるもののほか、本会の会長が必要と認める会議を置くことができる。

(委員以外の者の会議出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専決処分)

第12条 会長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議等において報告しなければならない。

第4章 専門部会

(専門部会)

第13条 実行委員会に、その事務に関し必要な事項を検討するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者をもって構成する。
- 3 会長は、専門部会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。
- 4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の専門部会等において報告しなければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第16条 本会の事業計画及び収支予算については、会議の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第17条 本会の事業報告及び収支決算については、監事の監査を経て会議に報告しなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成18年5月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成19年3月31日までとする。

第19回全国生涯学習フェスティバル実行委員会 委員名簿

	役職名	氏名
会 長	岡山県知事	石井 正弘
副会長(6)	岡山県議会議長	天野 学
	岡山県市長会会長	井手紘一郎
	岡山県町村会会長	重森 計己
	岡山県教育委員会委員長	清田 寂順
	社会教育団体振興協議会会長	國分 正明
	社団法人岡山県文化連盟会長	大原謙一郎
委員(71)	文部科学省大臣官房審議官	関口 幸一
	放送大学学園理事長	御手洗 康
	岡山県生涯学習審議会前会長	竹内 康夫
	岡山県教育委員会教育長	門野八洲雄
	岡山市長	關谷 茂男
	倉敷市長	古市 健三
	津山市長	桑山 博之
	玉野市長	黒田 晋
	笠岡市長	高木 直矢
	井原市長	瀧本 豊文
	総社市長	片岡 聡一
	高梁市長	秋岡 毅
	新見市長	石垣 正夫
	備前市長	西岡 憲康
	瀬戸内市長	立岡 脩二
	赤磐市長	荒嶋 龍一
	真庭市長	井手紘一郎
	美作市長	宮本 俊朗
	浅口市長	田主 智彦
	和気町長	大森 直徳
	早島町長	佐藤 友彦
	里庄町長	大内 恒章
	矢掛町長	山野 通彦
	新庄村長	笹野 寛
	鏡野町長	山崎 親男
	勝央町長	西田 孝
	奈義町長	花房 昭夫
	西粟倉村長	道上 正寿
	久米南町長	河島 建一
	美咲町長	奥村 忠夫
	吉備中央町長	重森 計己
	岡山県都市教育委員会教育長協議会会長	山根 文男
	岡山県町村教育長会会長	武 泰稔
	岡山県国際交流協会理事	近藤みち子
	岡山県体育指導委員協議会会長	青野 義昭
	岡山県レクリエーション協会専務理事	毛利 鏡子
	岡山県公民館連合会会長	黒瀬 定生
	岡山県PTA連合会会長	太田 豊秋
	岡山県高等学校PTA連合会会長	三木 亮治
	岡山県子ども会連合会会長	藤原 秀彦
	岡山県青年団協議会会長	米田 昌子
	社団法人岡山県婦人協議会会長	水野三重子
	NPO法人ふれあいサポートちやていざ代表理事	湊 照代
	京山会会長	小川 弘
	学校支援ボランティア	福森 和子
	岡山県小学校長会副会長	日名 育子
	岡山県中学校教育研究部会長	犬飼 茂子
岡山県高等学校長協会会長	山本 近信	
岡山県私学協会会長	佐藤 元信	
大学コンソーシアム岡山会長	千葉 喬三	
社団法人岡山県専修学校各種学校振興会会長	平田 眞一	
岡山県博物館協議会会長	鍵岡 正謹	
社団法人岡山県総合協力事業岡山県総合グラウンド事務所長	石井 誠二	

	役職名	氏名	
委 員	岡山県農業協同組合中央会会長	村上 進通	
	岡山県森林組合連合会会長	井手紘一郎	
	岡山県漁業協同組合連合会代表理事会長	奥野 雄二	
	岡山県経済団体連絡協議会座長	稲葉 侃爾	
	岡山県商工会議所連合会会長	岡関 彬	
	岡山県経営者協会会長	末長 範彦	
	社団法人岡山経済同友会代表幹事	吉川 昌宏	
	岡山県中小企業団体中央会会長	中島 博	
	岡山県商工会連合会会長	西本 和馬	
	社団法人日本青年会議所中国地区岡山アソシエーション協議会会長	土師 誠	
	社団法人岡山県医師会会長	末長 敦	
	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長	定金 聰	
	財団法人岡山県老人クラブ連合会会長	吉房 信夫	
	社団法人岡山県観光連盟専務理事	小林 彬二	
	社団法人岡山県バス協会会長	小嶋 光信	
	西日本旅客鉄道株式会社執行役員岡山支社長	丸山 俊	
	第19回全国生涯学習フェスティバル企画準備委員会会長(中国学園大学長)	松畑 熙一	
	旅館御園専務	今井麻紀子	
	監 事(2)	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会会長	高田 武子
		岡山県町村会事務局長	釜瀬 司
参 与(38)	山陽新聞社代表取締役社長	越前 孝昌	
	岡山日日新聞社代表取締役社長	松尾 雅卿	
	朝日新聞岡山総局長	梶谷 卓司	
	毎日新聞岡山支局長	小笠原敦子	
	読売新聞岡山支局長	中野扶佐男	
	産経新聞岡山総局長	米原 擴	
	中国新聞岡山支局長	富田 将嗣	
	日本経済新聞岡山支局長	長谷川 徹	
	社団法人共同通信岡山支局長	上野 繁	
	時事通信岡山支局長	鈴木 昭一	
	日本放送協会岡山放送局長	梅村伊津郎	
	山陽放送株式会社代表取締役社長	藤原 隆昭	
	岡山放送株式会社代表取締役社長	宮内 正喜	
	西日本放送株式会社岡山本社総局総括	瀧口 美雄	
	株式会社瀬戸内海放送岡山本社代表	北尾 好昭	
	テレビせとうち株式会社代表取締役社長	大田 弘之	
	岡山エフエム放送株式会社代表取締役社長	松岡 俊郎	
	岡山県ケーブルテレビ振興協議会会長	高野 葵	
	国立大学法人岡山大学長	千葉 喬三	
	公立大学法人岡山県立大学学長	三宮 信夫	
	ノートルダム清心女子大学学長	關木 孝子	
	岡山商科大学学長	井尻 昭夫	
	岡山理科大学学長	宮垣 嘉也	
	就実大学・就実短期大学学長	押谷善一郎	
	山陽学園大学・山陽学園短期大学学長	赤木 忠厚	
	中国学園大学・中国短期大学学長	松畑 熙一	
	川崎医科大学学長	植木 宏明	
川崎医療福祉大学学長	岡田 喜篤		
倉敷芸術科学大学学長	添田 喬		
岡山学院大学・岡山短期大学学長	原田 博史		
くらしき作陽大学・作陽短期大学学長	松田 英毅		
美作大学・短期大学学長	目瀬 守男		
吉備国際大学学長	藤田 和弘		
倉敷市立短期大学学長	伊澤 秀而		
新見公立短期大学学長	難波 正義		
川崎医療短期大学学長	守田 哲朗		
順正短期大学学長	山部 正		
津山工業高等専門学校校長	阿部 武治		

※本名簿は敬称略、順不同とし、平成19年11月現在のものである。

第19回全国生涯学習フェスティバル実行委員会 専門部会設置要領

- (目的)
- 第1条 本会は、第19回全国生涯学習フェスティバル実行委員会会則（平成18年5月22日制定）第13条第5項の規定により、実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (組織)
- 第2条 専門部会は、県及び市町村の関係者並びに生涯学習に関する有識者等のうちから、実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する部会委員及び別表に掲げる関係課長をもって組織する。
- 2 専門部会の名称及び付託事項は、別表のとおりとする。
- (役員)
- 第3条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、部会委員及び関係課長の互選により定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (任期)
- 第4条 部会委員の任期は、専門部会の目的が達成されたときまでとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により部会委員が、委嘱された役職を辞する場合は、この限りではない。
- (会議)
- 第5条 専門部会は、会長が招集し、部会長が議長となる。
- 2 専門部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 部会長が必要と認めるときは、専門的知識を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (庶務)
- 第6条 専門部会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。
- (その他)
- 第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成18年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	関 係 課 長	付 託 事 項
企画・広報 専門部会	公聴広報課長、国際課長、情報政策課長、スポーツ振興課長、環境政策課長、産業振興課長、新産業推進課長、農政企画課長、教育庁総務課長、教育庁指導課長、教育庁保健体育課長、教育庁文化財課長	1 各種事業の計画に関すること。 2 ボランティアとの協働の計画に関すること。 3 広報・PRの計画に関すること。 4 その他企画・広報計画に付随して生ずること。
式典 専門部会	総務学事課長、文化振興課長、障害福祉課長	1 総合開会式の式典計画に関すること。 2 総合閉会式の式典計画に関すること。 3 その他式典計画に付随して生ずること。
会場・警備 専門部会	総務学事課長、企画振興課長、保健福祉課長、生活衛生課長、障害福祉課長、警察本部警備課長、警察本部地域課長	1 会場運営及び環境美化・公衆衛生の計画に関すること。 2 警備及び安全対策の計画に関すること。 3 その他会場・警備計画に付随して生ずること。
観光・交通 専門部会	交通対策課長、観光物産課長、警察本部交通企画課長、警察本部交通規制課長	1 観光の計画に関すること。 2 交通輸送の計画に関すること。 3 その他観光・交通計画に付随して生ずること。

専門部会委員名簿

	部 会 委 員	関 係 課 長	
企画・広報 19名	★ 中国学園大学学長	松畑 熙一	公聴広報課長
	☆ (社) 岡山県専修学校各種学校振興会会長	平田 真一	国際課長
	(社) 岡山経済同友会教育問題委員長	今西 通好	情報政策課長
	吉備国際大学教授	白井 洋輔	スポーツ振興課長
	岡山市立中央公民館館長補佐	内田 光俊	環境政策課長
	夢二郷土美術館総括マネージャー	小川 晶子	産業振興課長
	山陽新聞社報道本部長	木山 雅博	新産業推進課長
	岡山県レクリエーション協会常任理事	塩見 優子	農政企画課長
	日本放送協会岡山放送局放送部長	眞貝 昌洋	教育庁総務課長
	岡山県商工会連合会専務理事	鈴木 邦彦	教育庁指導課長
	ふるさとづくりももたらう塾卒塾生	善木 誠	教育庁保健体育課長
	NPO法人みる・あそび・そだつ津山子ども広場代表理事	長江真理子	教育庁文化財課長
	岡山県ボランティア・NPO活動支援センター所長	中川 芳子	
	岡山県農業協同組合中央会生活福祉対策室室長	藤原香代子	
	国立信州高遠青少年自然の家事業推進課長	松村 純子	
	NPO法人ふれあいサポートちゃていず理事	湊 成巳	
	岡山NPOセンター代表理事	米良 重徳	
	学生ボランティアネットワークキラリ☆ネット役員	山内 佳菜	
	(株) ベネッセコーポレーション岡山本社人財部人事企画セクション課長	山川ちぐさ	
式典 8名	岡山県高等学校芸術文化連盟会長	大島 吉則	総務学事課長
	山陽新聞社事業局文化事業部長	大橋 宗志	文化振興課長
	山陽放送株式会社事業局事業企画部専門部長	大曾根理歌	障害福祉課長
	京山会会長	小川 弘	
	岡山県合唱連盟理事長	上月 明	
	F Mくらしきプリティウーマン市民パーソナリティー	平松とも子	
	岡山大学非常勤講師	本羽 恵子	
	岡山県青年団協議会会長	米田 昌子	
会場・警備 6名	(社) 岡山県総合協力事業団岡山県総合グラウンド事務所長	石井 誠二	総務学事課長
	☆ エコウエーブおかやま世話人	成田美和子	企画振興課長
	日本赤十字社岡山県支部参事	江里美代子	保健福祉課長
	(社) 岡山県婦人協議会事務局長	笹野 親子	生活衛生課長
	公立大学法人岡山県立大学教授	森下 眞行	障害福祉課長
	(財) 岡山県身体障害者福祉連合会副会長	山内喜三子	警察本部警備課長
観光・交通 8名	岡山県観光連盟専務理事	小林 彬二	交通対策課長
	☆ 旅館御園専務	今井麻紀子	観光物産課長
	岡山県町村会事務局次長	赤木 昌人	警察本部交通企画課長
	八景代表取締役	上塩 浩子	警察本部交通規制課長
	岡山県市長会事務局次長	橋本 豪介	
	(社) 岡山県バス協会専務理事	羽原 富夫	
	西日本旅客鉄道株式会社岡山支社営業課長	黒田 岳司	
	(社) 日本旅行業協会中・西国支部岡山地区会事務局次長	山根 純樹	

★：部会長 ☆：副部会長

※本名簿は敬称略、順不同とし、平成19年11月現在のものである。

合計67名

実施本部組織編成

実施本部員【5班体制】

		班名	班長	業務内容
本部長 知事 副本部長 副知事 教育長 本部付 公営企業管理者 政策審議監 知事室長 総務部長 企画振興部長 生活環境部長 保健福祉部長 産業労働部長 農林水産部長 土木部長 出納局長 [オブザーバー] 警察本部長		大会総務班	教育次長	全体の総括、実施態度の決定、危機管理対応、報道対応等
		式典班	生涯学習課長	総合開・閉会式に係る受付、案内、救護、警備、式典の進行等
		主会場班	福利課長	案内所の運営、会場における美化、救護、警備、駐車場・駐輪場の管理、主会場事業（生涯学習見本市ほか）の運営等
		記念事業等班	保健体育課長	記念事業（ミステリーバスツアーほか）の運営、スポーツのひろば（桃太郎スタジアムほか）の運営等
		交通・シャトルバス班	財務課長	主要駅・空港における案内所の運営、シャトルバス乗降場での案内・誘導等
		計		

大会運営ボランティア活動概要

1 方針

第19回全国生涯学習フェスティバルを県民総参加のもと、「おもてなしの心」にあふれた大会とするため、さらに、フェスティバルを契機として生涯学習への関心を一層高めていただき、継続的なボランティア活動の活性化を目指すために、ボランティアとの協働による大会運営を図る。

2 募集

- ①一般公募（期間：平成19年6月1日（金）～7月20日（金））
ボランティア募集パンフレットを作成し、さらにホームページ等で募集活動を行った。
募集人数：300名
- ②岡山大学教育学部との連携
総合教育課程生涯教育コース（学生数約70名）の全面的な協力参加があった。

3 登録の概要

- ①登録者数 512名
- ②男女比 男性：175名（約34%）、女性：337名（約66%）
- ③年齢層 学生：289名（中学生22名、高校生62名、大学生180名、専門学校等学生25名）
一般：223名
（20代以下31名、30代34名、40代30名、50代53名、60代66名、70代以上9名）
※最低12歳、最高82歳
- ④主な活動参加団体（参加者20名以上の団体）
 - ・岡山大学教育学部生涯教育コース ・岡山県立吉備北陵高等学校 ・国際文化友好協会岡山支部
 - ・吉備国際大学ボランティアセンター ・岡山情報ビジネス学院学生有志 ・岡山市連合婦人会
 - ・岡山県聴覚障害者センター、社団法人岡山県聴覚障害者福祉協会 ・岡山県要約筆記クラブ

ボランティア活動

⑤主な技能・経験等

- ・手話14名、要約筆記22名
- ・岡山文化観光検定24名、観光ボランティア8名
- ・ホームヘルパー（2級）8名、介助・介護経験者8名 等

※具体的な調査は行っていないが、研修会での挙手により尋ねたところ、約3～4割の方が、平成17年開催の第60回国民体育大会・第5回全国障害者スポーツ大会でのボランティア参加の経験あり。

4 研修会の実施

「まなびピア岡山2007」に関する認識を深めていただくとともに、大会運営が円滑に行えるようにボランティアとしての基礎的な知識について研修を行い、参加意識の高揚を図ることを目的として開催した。

【日程】 次のうち、いずれかの日程に一人1回の参加。

- ①平成19年9月2日（日）10：00～12：00 ②平成19年9月2日（日）13：00～15：00
 ③ 9月8日（土）10：00～12：00 ④ 9月8日（土）13：00～15：00

【会場】 岡山県生涯学習センター（情報・創作棟2階 大研修室）

- 【内容】 ①ボランティア活動についての講義
 ②大会概要説明 ③ボランティア活動業務の概要説明等

5 業務内容・活動人数

業 務 内 容	活 動 日					のべ
	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	
総合開会式・総合閉会式 受付、誘導・案内、入場整理	52	—	—	—	30	82
主会場運営 会場内案内所での案内業務、来場者アンケート運営、駐車場で の安全確保、駐輪場の整理、会場警備・会場内誘導案内、会場美化、見 本市・体験ひろばの運営補助、ステージ運営補助等	107	139	134	99	123	602
記念事業等運営 記念事業「岡山発！まちづくりへの発信」・「岡山の踊り」運営補助、 スポーツのひろば運営補助、カルチャーゾーン無料周遊バス添乗	—	28	46	—	—	74
交通・シャトルバス JR岡山駅案内所、JR倉敷駅案内所での案内業務、シャトルバ スの乗降誘導等	14	13	16	10	12	65
合 計	173	180	196	109	165	823

〔活動実人数：478名〕

6 大会後の取り組み

県生涯学習センターのボランティア養成講座の受講案内を送付するとともに、希望があった登録者60名について、県生涯学習センターへ個人情報提供を行った。

県生涯学習センターからは、該当者へ講座案内や人材バンクへの登録案内が送付される。

7 その他

上記以外にも、公式DVD制作のため、主会場でのイベントや県生涯学習センター事業、記念事業、市町村主催事業等について、映像記録ボランティア（59名）によるビデオ撮影を実施した。



運営体制

○ 基本的な考え方（運営方針）

- ・ フェスティバルの実施に当たっては、「おかやまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、だれもが安全・安心して参加できるように、大会全体としてユニバーサルデザインへの配慮に取り組んだ。あわせて、参加・来場者の安全を第一に考えた警備体制や災害・事故・急病など緊急時体制の整備を図った。
- ・ 本フェスティバルにおいて、環境に配慮した大会であることを強く訴え、環境に配慮した取組を行った。また、参加・来場者にも環境配慮への取組に対する協力を求めた。
- ・ 全国からの参加・来場者や岡山県民に対して、様々な機会を利用し本県の魅力を発信して広くアピールした。

○ 案内所の設置

- ・ 参加・来場者が必要とするフェスティバル全体の情報等が得られるよう主会場（5か所）に加え、JR岡山駅、倉敷駅及び岡山空港に案内所を設置し、参加・来場者の利便性を図った。また、主会場内の案内所では、手話通訳者の配置や車いすの貸出等を実施した。あわせて、観光地とセットで市町村会場を訪れていただけるよう、市町村情報を提供した。



○ 警備体制

- ・ 準備期間、開催期間、撤去期間を通じ無事故で終了できるように、防災体制づくりに努めるとともに、連絡・誘導・警備体制を確立した。また、不審物・不審者の侵入防止や盗難防止等に努め、深夜警備も実施した。

○ 救護所の設置

- ・ 会場内で発生した傷病者に対し、迅速かつ適切な医療救護を実施するため救護所（主会場2、総合開

会式・総合閉会式各1）を設置し、専門スタッフによる対応を行った。あわせて、医療機関と連携し、万全の体制を確保した。

○ 無料シャトルバスの運行

- ・ 参加・来場者の来場や会場間の移動を確保する手段の1つとして、また会場周辺の交通渋滞、さらにはCO₂排出削減による環境に配慮した事業運営を図るため、公共交通機関の利用の徹底及び主会場と臨時駐車場・県生涯学習センターを結ぶ無料シャトルバスの運行を行った。



○ 臨時駐車場の確保

- ・ 主会場において来場者の駐車を制限したことから、臨時駐車場（岡山市北長瀬、1,200台）を確保し、主会場との間を無料シャトルバスで結んだ。

○ 環境への配慮

- ・ 主会場内にゴミステーション（3か所）を設置し、ゴミの分別回収を実施するとともに、来場者にもゴミ分別の協力を呼び掛けた。また、出展者には、ゴミの持ち帰りを依頼した。
- ・ 生涯学習見本市会場等では、繰り返し使用可能なシステムパネルの活用など環境に配慮した施工に取り組んだ。
- ・ 地産地消ひろばでの飲料用コップとして、バイオマスプラスチックカップを使用した。



○ 旅行業者とタイアップした宿泊施設等の案内

- ・ 旅行業者と連携し、県外からの出展・出演者や参加者等の宿泊施設を紹介できる体制を確保した。